

障害者・児童・高齢者施設に対する施設内療養への支援について

堺市では、障害者・児童・高齢者施設において、新型コロナウイルス感染症に罹患した方を施設内で介護（看護）する事業者が施設内で継続的に必要なサービス提供体制を維持できるよう、支援しています。

第6波の状況を踏まえ、発症時期が異なる感染者が複数判明するなど施設での対応期間が長期化する場合でも事業者が感染対策を徹底した上で、適切な療養体制の確保を維持できるよう、令和4年第3回市議会へ補正予算案を提案します。

1 事業概要

施設内で陽性者を介護（看護）する事業者への支援として、施設内療養者1人又は1世帯あたり1日3万円を支給。

対象	支給額	実施主体
障害者・児童施設	1日3万円	堺市
高齢者施設	1日3万円	国・大阪府 + 堺市 ※

※国・大阪府制度は時期によって金額が増減するため、市独自で上乗せ補助を実施し、1日3万円の支給額を維持

2 令和4年度8月補正予算額

587,950千円

問い合わせ先	(障害者施設に関すること) 担当 課: 健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課 電 話: 072-228-7510 ファックス: 072-228-8918
	(児童施設に関すること) 担当 課: 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 電 話: 072-228-7331 ファックス: 072-228-8341
	(高齢者施設に関すること) 担当 課: 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課 電 話: 072-228-7348 ファックス: 072-228-7481